資料５

「革新的技術開発・緊急展開事業」
（うち経営体強化プロジェクト）に関するＱ＆Ａ

平成２８年１１月２９日版

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
新技術開発部革新技術創造課
研究管理課

農林水産省　農林水産技術会議事務局
研究推進課

１．要件等に関すること

（Ｑ１－１）「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」（以下、「地域戦略プロジェクト」という。）との違いは何か。

（答）主に、農林漁業者の研究コンソーシアム構成員としての参画を要件とした点と、国が農林漁業者のニーズ等を踏まえ予め設定する「技術戦略（明確な開発目標）」に沿った技術開発を行っていただく点が異なります。

（Ｑ１－２）公募要領別紙１にある課題について、１つの課題に記載されている内容を全て網羅した提案でなければいけないのか、ある部分だけの提案でも良いのか。

（答）個別の課題の留意事項等に個別提案を可とする記載のあるものを除き、基本的には個別の課題に記載されている内容を網羅した提案をしてください。

なお、個別提案する場合、委託限度額は特に定めておりませんが、網羅した場合の限度額が別紙１で提示されている限度額になることを勘案してご提案ください。

（Ｑ１－３）公募要領別紙１にある課題を複数まとめて１つの提案としても良いのか。

（答）基本的には、別紙１に該当する１つの課題について１つの提案をしてください。

１つの提案に複数の課題を含む場合は、複数のうちどの課題に最も重きを置くのかあらかじめ定め、提案書様式の「２．地域戦略」の「該当する技術戦略上の技術課題」の欄の一番はじめにその課題を記載し、続いて該当する課題全てを記載してください。

なお、様式の欄の一番はじめに記載のある課題に対する提案だとみなし、委託限度額は一番はじめに記載のある課題の限度額とさせていただきます。

（Ｑ１－４）提案した技術課題が公募要領別紙１に該当するかどうかはどうやって判断するのか。

（答）提案されている研究項目ごとに、提案書様式の「２．地域戦略」の「該当する技術戦略上の技術課題」に記載のある課題との合致度等の観点から判断します。

（Ｑ１－５）達成目標の期限はいつなのか。

（答）別紙１の達成目標に「平成３１年度までに」の記載がある場合も無い場合も、基本的に、達成目標の期限は平成３１年度中になります。

ただし、個別に達成期限の記載がある場合は、それが達成の期限となります。

（Ｑ１－６）農林漁業者の主体的な技術開発への参画とは何か。

（答）農林漁業者の方に単なる協力機関としてではなく、研究コンソーシアムの一員として入って頂き、現場の視点から開発目標や研究計画策定に参加いただくとともに、自身のほ場等での技術実証や自身の経営への技術導入などの取組を進んで行っていただく

ことを考えています。

（Ｑ１－７）対象となる経営体とは何か。

（答）公募要領の別紙２にあるとおり、以下のいずれかもしくは複数に該当する者です（なお、技術課題によっては、技術の普及・社会実装の対象を明確化するため、実証研究の場となる農林漁業の規模等の条件を課しているものがありますので、御留意ください。）。

○　農林漁業を営む法人
○　認定農業者
○　集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農林漁業を営む者が構成員となっている任意団体（必要な規約を準備する必要があります。）
○　コントラクター等農林漁作業を受託して実施することを主な営利業務としている法人

（Ｑ１－８）複数地域での研究計画の場合は、農林漁業経営体は各地域で参画する必要があるのか。

（答）複数地域での研究計画の場合に、必ずしも全ての地域について研究コンソーシアムの構成員として農林漁業経営体が参画する必要はありません。

（Ｑ１－９）研究コンソーシアムの構成員として参画する農林漁業経営体と協力機関として参画する農林漁業経営体の両方いても構わないか。

（答）両者がいても構いません。

（Ｑ１－１０）どの研究機関でどのような研究が行われているか分からないため、研究コンソーシアムが設立できない。

（答）公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）の産学官連携コーディネイター等に相談をしてください。

（Ｑ１－１１）なぜ研究コンソーシアムへの地方公共団体の参画が必須なのか。

（答）本事業はＴＰＰ対策として実施するものであり、実証研究で確立した技術体系が対象地域に普及され、地域の競争力を強化することが重要です。このため、速やかな普及を図る観点から、農林漁業施策や普及を担う上で中心となる地方公共団体の参画を要件としています（協力機関としての参画も可。）。

なお、農林漁業者団体等が地域戦略を策定し、当該団体等の主導で普及に取り組む場合は、この限りではありません。

（Ｑ１－１２）研究コンソーシアムに構成員になった場合と協力機関になった場合との違いは金銭面だけの違いか。

（答）研究コンソーシアムの構成員になった場合（e-Rad に登録）は、研究課題を分担し

ていただき、人件費、旅費、資材費等の委託費の直接使用が可能であり、また、資産・知的財産等を取得した際は所有権を持つことができます。

このため、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等を行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置していただく必要があります。また、研究によって農産物等の販売が行われ、研究成果として、相当の収益が発生した際は、その一部を納付していただく場合もあり得ます。

一方、e-Rad に登録せず、協力機関として参画していただく場合は、研究コンソーシアムに参画している研究機関等からの依頼により、会議に参加したり栽培実証を行ったりしていただくこととなり、これに必要な経費（依頼出張旅費、謝金等）を研究コンソーシアム参画機関から受け取る形となります。なお、得られた研究成果等は協力機関に帰属されません。

（Ｑ１－１３）「革新的技術開発・緊急展開事業（うち戦略的技術開発体制形成事業（うち研究ネットワーク形成事業））」（以下、「研究ネットワーク形成事業」という。）に応募していないが研究ネットワークを形成して経営体強化プロジェクトに応募したい。どうすれば良いか。

（答）「様式２－１【研究計画の概要】」の「１１．研究ネットワークから立ち上げられた研究グループによる応募」に形成したい研究ネットワークについて記載してください。この様式の提出をもって、研究ネットワークが形成されたものとさせていただきます。

なお、研究ネットワークからの提案に係る審査上の加点は、様式に記載された研究ネットワークの内容によって加点数が変わりますので、御留意ください。

（Ｑ１－１４）研究ネットワーク形成事業に応募したが採択されなかった。この場合、研究ネットワークは形成されたとみなされるのか、改めて申請しなければいけないのか。

（答）研究ネットワーク形成事業の採択、不採択にかかわらず、「様式２－１【研究計画の概要】」の「１１．研究ネットワークから立ち上げられた研究グループによる応募」に研究ネットワークについて記載してください。この様式の提出をもって、研究ネットワークが形成されたものとさせていただきます。

（Ｑ１－１５）経営体強化プロジェクトに応募する研究コンソーシアムの研究代表者は、研究ネットワークの拠点機関でなくてもよいか。

（答）研究コンソーシアムの研究代表者は、研究ネットワークの拠点機関でなくても構いません。

（Ｑ１－１６）農林漁業経営体など研究ネットワークに入っていない機関が研究グループに含まれていても、研究ネットワークからの提案とみなされるのか。

（答）提案している研究グループの中に研究ネットワークに入っていないものが数機関ある場合でも、研究ネットワークからの提案とみなします。その場合、研究ネットワークに入っていない機関に対して、研究ネットワークに入ることを積極的にはた

らきかけてください。

（Ｑ１－１７）経営体強化プロジェクトへの提案の中で形成を届け出た研究ネットワークであれば、どのようなネットワークであっても、研究ネットワークと認められるのか。

（答）研究ネットワーク構成機関の所在地が単一の都道府県に限定されるもの及び農林漁業者が参画していないものは、研究ネットワークとは認められません。

また、研究ネットワーク統合などの調整をすることを経営体強化プロジェクトの採択の条件とする場合があります。

（Ｑ１－１８）研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

（答）研究コンソーシアムの設立方式の違いについて、まとめると以下のようになります。

①規約方式：委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法

②協定書方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法

③共同研究方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法

なお、共同研究方式をとる場合は、協定書方式の内容を個々の研究機関で共同研究契約を締結することになるため、ひな形はございません。契約内容はコンソーシアムの実情に合わせ適宜工夫していただければと思います。

（Ｑ１－１９）研究コンソーシアムに都道府県が参画する場合は、本庁の組織が入る必要があるか。

（答）地域戦略の対象となる地域の今後の方向性や、開発した技術体系の普及を担い得るのであれば、地域の普及センターや農林事務所等でも構いません。

（Ｑ１－２０）普及組織が共同研究機関として研究コンソーシアムに入るのは難しいが、どうすればよいか。

（答）「普及の参画」は、必ずしも研究コンソーシアムの構成員として参画しなくても、協力機関としての参画でも構いません。

（Ｑ１－２１）公募要領では、研究コンソーシアム構成員として農林漁業経営体が参画することを要件としているが、公募説明会資料では、農林水産業の現場（例えば、生産に関する技術開発を行う場合は農林漁業者等経営の中、加工・流通に関する技術開発を行う場合には実際の加工・流通の現場）とされていることから、加工・流通に関する技術開発を行う場合、加工業者が参画すれば、農林漁業経営体は参画しなくても良いか。

（答）加工・流通等に関する技術開発を行う場合で、農産物の生産そのものを研究の対象としない場合であっても、本事業で確立する技術体系を導入することによって、生産

者や産地が裨益を受けることが重要と考えておりますので、農林漁業経営体の意見を踏まえた研究を推進する観点から、農林漁業経営体の参画をお願いします。

（Ｑ１－２２）現地での実証研究は１年目から行う必要があるのか。

（答）研究期間内（３年以内）に現地での実証研究を実施して技術体系を確立できるのであれば、必ずしも１年目から現地での実証研究を行うことは必須ではありません。

（Ｑ１－２３）海外の研究機関も研究コンソーシアムに参画することは可能か。

（答）本事業については、生産等の現場での実証研究を行うことから、原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施することとしています。

ただし、海外の研究機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

また、海外の研究機関の参画については、個別の判断が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

（Ｑ１－２４）都道府県公設試験場等が代表機関となって資金管理をすることが困難な場合、どのようにすれば良いか。

（答）都道府県公設試等、代表機関として委託費を受け取り、研究コンソーシアム内の各研究機関へ配分することが困難な場合、研究コンソーシアム内に経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。

また、そういった研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても委託費の対象となります。

（Ｑ１－２５）公募要領の『研究管理運営機関』の要件として「③　研究代表者と一体となって研究を推進できる地域に所在すること」とありますが、具体的にどの程度まで認められるのか。

例えば代表機関の県から見て、①同一の都道府県内、②隣接した都道府県、③隣接していない都道府県、のどこまで認められるのか。

（答）当要件の具体的な基準は定めていませんが、遠方の場合は、どのように一体として研究を推進するか、ご説明いただければと思います。

（Ｑ１－２６）当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

（答）変更契約手続を行うことになりますので、必要な書類を提出いただくことになります。

契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

（Ｑ１－２７）研究代表者と研究実施責任者は何が違うのか。また、代表機関の場合は、研究代表者と研究実施責任者を同じにしていいのか。

（答）研究代表者とは、研究計画（以下「提案書」という。）全体の責任者です。

研究実施責任者は、研究コンソーシアムの構成員ごとの研究責任者で、構成員ごとに１名をおいていただきます。

また、代表機関の場合、研究代表者と研究実施責任者が同一人物でも構いませんが、研究コンソーシアム全体と所属研究機関の研究がそれぞれ着実に実施されるよう、エフォートの確保に努めてください。

なお、契約の際には、生研支援センターと研究コンソーシアムの代表機関が契約を締結することになりますが、その際の締結者は代表機関の契約権限を有する者になります。

（Ｑ１－２８）研究代表者は研究者でなくても良いか。

（答）研究代表者は必ずしも研究者でなくても構いませんが、研究コンソーシアム等の責任者として、研究の企画・立案及び進行管理の中心となって、毎年度、試験研究計画に基づく研究成果の評価を行う評議委員会等にも対応していただく必要があります。

（Ｑ１－２９）法人格を有しない任意団体でも研究コンソーシアムの構成員になることは可能か。

（答）代表機関になることはできませんが、任意団体でも研究費の配分を受けて研究に参画する構成員になることは可能です（研究費の配分がない協力機関という形でも可）。

その場合には、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等が行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置する必要があります。

（Ｑ１－３０）研究コンソーシアムには、地方公共団体（行政又は普及）の参画（協力も含む）が要件となっているが、参画する研究機関が所在しているすべての地方公共団体が入る必要があるか。

（答）参画が必要となる地方公共団体は、コンソーシアムに参画する研究機関（試験場や大学等）の所在地とは関係なく、確立する技術体系がどの地域（都道府県や市町村）を対象としているかで決まります。

すなわち、地域戦略の対象範囲がＡ県とＢ県の場合は、確立した技術体系を地域戦略の対象範囲に普及しうる、Ａ県及びＢ県の地方公共団体に参画していただく必要があります。

（Ｑ１－３１）地域戦略プロジェクト第１回（実証型）採択課題は無条件で経営体強化プロジェクトへの応募が可能なのか。

（答）地域戦略プロジェクト第１回（実証型）採択課題が経営体強化プロジェクトに応募する場合、別途実施される地域戦略プロジェクトの単年度評価の総合評点で標準以上の評価を受けることを、今回の応募内容の審査と併せて、採択の要件の一つとする予定です。

地域戦略プロジェクト単年度評価の総合評点が標準未満の場合、新たな研究計画の基礎となる部分の進捗が十分でないことから、経営体強化プロジェクトの審査結果に関わらず採択対象とせず、現行の地域戦略プロジェクトの進捗を最優先していただく必要があります。

（Ｑ１－３２）地域戦略プロジェクト第１回（実証型）採択課題が経営体強化プロジェクトに発展的応募として提案し、審査で不採択となった場合に、地域戦略プロジェクトを引き続き実施できるのか。

（答）経営体強化プロジェクトで不採択になった場合、地域戦略プロジェクトを引き続き実施することが可能です。ただし、経営体強化プロジェクトで採択された場合には、地域戦略プロジェクトを継続することはできません（平成２９年３月３１日で終了していただきます）。

（Ｑ１－３３）地域戦略プロジェクト第１回（個別・ＦＳ型）採択課題は経営体強化プロジェクトに応募可能か。

（答）個別・ＦＳ型で得られた研究成果を活用する形であれば、経営体強化プロジェクトの要件を満たした上で、応募が可能です。

（Ｑ１－３４）地域戦略プロジェクト第２回、第３回公募の採択課題でも応募は可能か。

（答）地域戦略プロジェクト第２回、第３回公募の採択課題は、まだ試験研究が始まってから間が無いため、経営体強化プロジェクトに応募することはできません。

（Ｑ１－３５）地域戦略プロジェクトの発展的応募について、地域戦略プロジェクトの複数の課題をまとめて、１つの提案として経営体強化プロジェクトへ応募することは可能か。

（答）地域戦略プロジェクトの複数の課題を１つにまとめて経営体強化プロジェクトに応募することも可能です。

なお、委託限度額は、基本的に、経営体強化プロジェクトの課題の別紙１に記載のある限度額となります。

（Ｑ１－３６）地域戦略プロジェクトの発展的応募について、公募要領には研究項目を追加するなど内容を発展させた上での提案は優先と記載されているが、研究項目を追加していないと地域戦略プロジェクトの発展的応募とみなされないのか。

（答）地域戦略プロジェクトの内容と同じなど内容を発展させていない場合は、地域戦略プロジェクトの発展的応募とはみなしません。

（Ｑ１－３７）地域戦略プロジェクトにおいては公募要領別紙１に該当しない研究課題も含まれていたが、その課題は経営体強化プロジェクトの対象となるのか。

（答）地域戦略プロジェクトにおける主要な研究項目が別紙１に該当している場合は、地域戦略プロジェクトにおいて別紙１に該当していない研究項目があった場合でも、その研究項目を含め経営体強化プロジェクトの対象となります。

なお、別紙１に該当しない研究項目がある場合でも、委託限度額は、基本的に、経営体強化プロジェクトの課題の別紙１に記載のある限度額となります。

また、別紙１に該当するかどうかにかかわらず、地域戦略プロジェクト単年度評価において、必要性に問題ありとされるなど研究の実施に否定的な評価がなされた研究項目については、経営体強化プロジェクトの対象とはなりません。

（Ｑ１－３８）地域戦略プロジェクトの研究グループには入っていなかった機関を、経営体強化プロジェクトの研究グループに入れても良いか。反対に、地域戦略プロジェクトには入っていた機関が経営体強化プロジェクトに入っていなくても問題ないか。

（答）経営体強化プロジェクトの研究グループの主要な構成員が地域戦略プロジェクトの研究グループの構成員であれば、地域戦略プロジェクトの研究グループに入っていなかった機関が経営体強化プロジェクトの研究グループに入っていても構いません。また、地域戦略プロジェクトの研究グループには入っていた機関が経営体強化プロジェクトの研究グループに入っていなくても構いません。

（Ｑ１－３９）地域戦略プロジェクト第１回（実証型）採択課題が「経営体プロジェクト」に応募する場合、研究実施期間は３年で設定してよいか。

（答）経営体強化に関する研究計画について、「地域戦略プロジェクト」から実施期間も含めた拡充強化の必要性があるならば３年で応募いただいて差し支えありません。

（Ｑ１－４０）本事業に参画することにより収穫物が当初想定より減収となった場合に何らかの補償措置はあるのか。

（答）本研究に参画することにより革新的な技術をいち早く導入できる優位性、得られた研究成果について応分の権利を保持できる可能性があることから、減収リスクと相殺されるものと考えます。

２．研究費に関すること

（Ｑ２－１）経営体強化プロジェクトの支援対象となる経費は何か。

（答）農林水産省で実施している他の研究事業と同様に、以下のとおりとなります。

（１）直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

①人件費

②謝金

③旅費

④試験研究費（機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、光熱水料、燃料費、会議費、賃金、雑役務費）

⑤その他必要に応じて計上可能な経費

（２）一般管理経費

上記④試験研究費の１５％以内※

（※　研究代表者の申請に応じ、最大３０％までの一般管理経費の計上を認めます（その分の直接経費が減額されます）。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。）

（３）消費税等相当額

上記（１）及び（２）の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の８％

（Ｑ２－２）公募要領には支払対象となる直接経費に「⑤その他必要に応じて計上可能な経費」が記載されているが、これは具体的に何を想定したものか。

（答）公募要領に記載のあるとおり、これは研究実施に当たって必要となった外国人招聘旅費・滞在費等が想定されます。

ただし、どうしても他の費目では計上できないものだけを想定しているものであり、①～④の費目と比べて⑤の費目は厳しく査定されますので、ご承知置き願います。

（Ｑ２－３）一般管理費は試験研究費の１５％以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

（答）研究コンソーシアム全体で１５％以内※です。研究コンソーシアム全体の１５％の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては１５％を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意ください。

（※　研究代表者の申請に応じ、最大３０％までの一般管理経費の計上を認めます（その分の直接経費が減額されます。）。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。）。

（Ｑ２－４）一般管理費は税込みで１５％までか。

（答）一般管理費として計上できるのは、税込みで試験研究費の１５％まで※となっています。

なお、契約締結までは単純に１５％を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

（※　研究代表者の申請に応じ､最大３０％までの一般管理経費の計上を認めます（その分の直接経費が減額されます。）。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。）。

（Ｑ２－５）一般管理費については、試験研究費の１５％を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大３０％までの一般管理費の加算が認められる一方、その分の直接経費が減額されるとのことだがどういう意味か。

（答）委託研究費限度額は、直接経費、一般管理費及び消費税相当額の合計額となりますので、当該限度額に近い額の提案をする場合、一般管理費を多くすれば、一般管理費以外は少なくする必要があるという意味です。

採択時に提案額が減額になった場合は、全ての経費の合計額が査定額内に収まるようにしてください。

（Ｑ２－６）一般管理費の加算ができる「研究者又はその研究者が所属する研究室等」とは具体的に何を指すか。

（答）研究を実施する者又はその者が所属する部署を指します。農業経営体など研究機関でない場合も、研究を実施する者とその部署が対象となります。

（Ｑ２－７）研究の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

（答）本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから研究コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。

研究開発や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。

一方、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

具体的な例としては、研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は委託費の対象とすることは可能です。

一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。

（Ｑ２－８）機械や機器を購入することは可能か。

（答）レンタルやリースの方が高くつく場合や研究のための改良が必要な機械等、レンタルやリースができないものについては購入を認めることとします。

なお、研究要素のある機械の改良の場合は、機械メーカーが最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。この場合、機械メーカーは利益を排除した形で機械を持ち込み、改良したり、農林漁業経営体に使用してもらうこととなり、これに必要な経費を委託費として受け取ることになります。

（Ｑ２－９）パソコンやデジカメも購入することは可能か。

（答）直接経費、一般管理費問わず、本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い備品等の購入は、原則として認められません。

（Ｑ２－１０）園芸用の施設や畜舎などの建物を建設することは可能か。

（答）通常市販されている一般的な建物については、経費の対象とすることはできません。

なお、一般的には研究開発要素のある試作品（仮設物）（以下「試作品」という。）（※）として設置する場合には、それに係る加工費・試作費、資材費、役務費等を計上することができます。

（※）試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。

また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象とできますが、土地の購入はできません。

（Ｑ２－１１）既存設備等の改良・改造は、対象経費となるのか。

（答）本事業による研究のための試作品として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

ただし、その場合、当該設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することはできなくなりますので、御注意ください。

また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を基に、実質的な修繕を含む改造や、耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。

（Ｑ２－１２）自社製品を基に改造を加えるが、材料費として委託費に計上して良いか。

（答）自社や１００％子会社等から調達する場合の費用も計上できますが、その際は利益を排除した価額で計上してください。

（Ｑ２－１３）研究コンソーシアムの構成員となっている農林漁業経営体や研究機関が、入札等によって施設（試作品）を導入することは可能か。

（答）研究要素のある試作品を、通常の建物のように入札等で導入することは考えられません。

研究目的で試作品を導入しようとする場合は、試作品を設置する企業も研究コンソーシアムの一員として参加していただき、研究計画に沿って自ら設置（試作）していただく必要があります。

この場合、試作品を導入するために必要な経費（材料費、労務費、設計費等）については委託費の対象とすることはできますが、利益を計上することはできません。

（Ｑ２－１４）機械や施設（試作品）を導入した際、所有者は誰になるのか。農林漁業経営体が直接所有することは可能か。

（答）機械や施設（試作品）の所有者は、研究コンソーシアムのいずれかの構成員の所有となります。このため、所有する者は、研究コンソーシアムの構成員として参加していただく必要があります。

なお、事業実施期間（研究期間）中においては、研究コンソーシアム内で所有権を移転することは可能ですので、例えば、最初、構成員である資材メーカーが施設（試作品）を所有し、試作品が完成した際に農林漁業経営体へ所有権を移転することもできます。（Ｑ４－２参照）

ただし、農林漁業経営体に所有権が移転された場合、試作品の時価に相当する金額が益金として法人税の算定基礎に加算されたり、試作品が固定資産としてみなされ、固定資産税が課税されることがありますのでご注意ください（固定資産税については、事業実施中に限り委託費の対象。）。

（Ｑ２－１５）経費の対象となる人件費とは何か。

（答）次のとおりとなります。

人件費：研究開発に従事する開発責任者や臨時に雇用する研究員等の給与、諸手当、法定福利費等

賃　金：研究補助員（アルバイト、パート）の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

（Ｑ２－１６）複数の企業や大学が参画して研究を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一されているのか。

（答）人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いていただいて構いません。

（Ｑ２－１７）都道府県普及組織が研究コンソーシアム構成員として参画する場合、普及組織が直接使う経費（普及指導員の旅費等）も委託費の対象となるのか。また、協力機関として参画する場合はどうなるのか。

（答）普及組織が研究コンソーシアム構成員として参画する場合、研究目的で使用する経費については、研究代表機関から都道府県庁（普及組織）へ配分がされ、活動経費として使用することができます。

また、普及組織が協力機関として参画する場合は、研究コンソーシアム構成員として参画する研究機関が普及組織に対し、依頼出張等の形で支出（負担）することができます。

（Ｑ２－１８）研究管理運営機関の経費は委託費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

（答）委託費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

（Ｑ２－１９）経理マニュアルのようなものはあるのか。

（答）経理については地域戦略プロジェクトと基本的には同じです。生研支援センターの下記のウェブサイトにて、地域戦略プロジェクトの実施要領を公表していますので、参考にしてください。

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/chiiki/files.html

（Ｑ２－２０）研究コンソーシアムの構成員として農林漁業経営体が参画する予定だが、経費は計上しないこととしているが可能か。この場合、当該農林漁業経営体はe-Radに登録する必要があるか。また、研究実施責任者や経理責任者を記載する必要があるか。

（答）農林漁業経営体が自費により研究に取り組む等により経費を計上しないということはあり得ることと思いますが、研究コンソーシアムの構成員として参画する場合には、研究計画において担当する研究項目について明確にしていただく必要があります。また、農林漁業経営体であってもe-Radにおいて研究機関としての登録申請及び所属研究者等の登録を行っていただく必要があります（提案書の提出までに登録が間に合わない場合には、採択後、委託契約を締結するまでに登録してください。）。また、研究実施責任者と経理責任者についてはそれぞれ別の方のお名前の記載をお願いしていますが、経費を計上しない場合には経理責任者の記載欄は不要です。

（Ｑ２－２１）採択された場合、委託契約を生研支援センターと研究代表機関が締結するまでに、研究代表機関は研究コンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する農林漁業経営体も当該誓約書の提出が必要か。

（答）研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお、構成員である農林漁業経営体も「研究倫理に関する誓約書」の提出を契約締結までにお願いします。

○研究倫理ｅラーニングコース（日本学術振興会）
https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx

（Ｑ２－２２）毎年度評価の結果、委託研究が中止又は縮小となり、リース契約により導入していた機械等のリース契約を前倒しで解除する必要がある場合、違約金を委託研究費から支出しても良いか。

（答）このような場合は、リース契約解除に伴う違約金を支払うことについては致し方ないと考えております。

ただし、リース契約が事業終了後もある場合は、その分のリース料・違約金相当分を本事業予算に計上することはできませんので御留意願います（事業終了後分については自己負担願います。）。

なお、リース契約の終了に伴い残存簿価等で買い取る費用については計上できませんので、御留意願います。

３．契約に関すること

（Ｑ３－１）研究の委託契約は誰と誰が行うのか。

（答）委託契約は、事業実施主体である（国）農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと研究コンソーシアムの代表機関との間で行うことになります。

なお、前述の研究管理運営機関（Q1－２５）を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うことになります。

（Ｑ３－２）公募要領では平成２９年２月下旬頃の契約となっているが、そうすると平成２８年度の事業実施期間は約１ヶ月しかない。それでも平成２８年度と平成２９年度の契約は分けなければならないのか。

（答）基本的に、平成２８年度と平成２９年度の契約は一括して行います。

（Ｑ３－３）平成２８年度と２９年度の契約は一括で行うとのことだが、それならば、平成２８年度の実績報告は必要ないのか。

（答）支払に係る手続（決算：実績報告）は、平成２８年度分について平成２８年度末に実施する必要があります。また、研究成果に係る平成２８年度分の報告を平成２８年度末に実施する必要はありません。

（Ｑ３－４）県の農業試験場等は予算の関係で支出を伴う研究を平成２８年度内に開始することは難しいが、研究グループを構成する全ての機関が平成２８年度中に研究を開始しなければならないのか。

（答）平成２８年度中に研究を開始する希望がない機関については、平成２８年度中に研究を開始する必要はありませんので、平成２９年４月１日以降に研究を開始してください。研究グループの中で平成２８年度中に研究を開始する機関と開始しない機関が混在しても構いません。

ただし、平成２８年度中に研究を開始しない機関については、研究の打合せ等に係る旅費等についても、平成２８年度分を支払うことはできません（平成２８年度分の支払は一切できません。）。

（Ｑ３－５）研究グループの構成機関全てが平成２８年度には支出が無い研究グループも平成２８年度分の契約が必要なのか。

（答）平成２８年度に実施する研究計画が無い研究グループについては、契約日を平成２９年４月１日以降にすることが可能です。

（Ｑ３－６）研究グループの構成機関の中に平成２８年度中に研究を開始する機関がある場合、平成２８年度中には研究を開始しない機関も、平成２８年度分の支払に係る手続を平成２８年度末に実施する必要があるのか。

（答）単年度決算が原則となっていますので、平成２８年度中に研究の実績が無い機関であっても、支払に係る手続（決算：実績報告）は必要となります。

（Ｑ３－７）地域戦略プロジェクトの発展的応募であっても平成２８年度中に研究を開始して良いのか。

（答）地域戦略プロジェクトの発展的応募の場合、経営体強化プロジェクトで新たに追加した新規の研究項目以外は平成２８年度中に研究を開始することはできませんので、平成２９年４月１日以降に研究を開始してください。

ただし、新規の研究項目だけを平成２８年度中に開始することは可能です。

（Ｑ３－８）地域戦略プロジェクト（個別・ＦＳ型）の成果を活用する応募であっても、平成２８年度中に研究を開始して良いのか。

（答）地域戦略プロジェクト（個別・ＦＳ型）の成果を活用する場合、経営体強化プロジェクトの研究項目のうち成果の活用に該当する研究項目については、平成２８年度中に研究を開始することはできませんので、平成２９年４月１日以降に研究を開始してください。

ただし、成果の活用に該当する研究項目以外の研究項目については、平成２８年度中に研究を開始することが可能です。

（Ｑ３－９）採択・契約された場合、委託費は誰に交付されるのか。

（答）委託費は、（国）農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターから研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。

委託費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ委託費を配分することになります。

なお、前述の研究管理運営機関（Ｑ１－２５）を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うことになります。

（Ｑ３－１０）本事業で得られた知財の所有権（特許権等）はどこにあるのか。

（答）一定の手続きを行っていただいた上、いわゆる日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第１９条）に基づき、原則、委託先に帰属することとなります。

なお、知財の取扱いについては、研究コンソーシアムであれば研究コンソーシアム内で協定等や知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（知的合意書）を作成する必要があります。この協定等に基づき、研究コンソーシアム内のどこに帰属するか決定していただくことになります。

（Ｑ３－１１）当初、研究管理運営機関を設けて契約する予定だが、県の体制が整った後は、県が直接契約する形に変更することも可能か。

（答）可能です。
もし、そのような予定があるようでしたら、契約当初に連絡してください。

（Ｑ３－１２）資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、生研支援センターとの契約の締結はどこが行うことになるのか。

（答）研究管理運営機関の契約権限のある者と委託契約を締結することになります。

（Ｑ３－１３）資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、提案書の研究代表機関の経理統括責任者は誰を記入すれば良いか。

（答）研究代表機関の経理統括責任者は記入しなくて良いですが、研究管理運営機関の経理責任者が経理統括責任者として位置づけられることになります。

（Ｑ３－１４）資金配分等に係る業務を軽減するため、コンソーシアム内に研究管理運営機関を複数設置することはできないか。

（答）多数の構成員からなるコンソーシアムで支払の遅延等が生じる場合には、研究の規模、内容及び体制によって、契約担当機関を分けることについて、ご相談ください。

４．事業終了後の機械、施設の取扱に関すること

（Ｑ４－１）導入・設置した施設（試作品）等の事業終了後の取扱いはどうなるのか。

（答）導入・設置した施設（試作品）（※）については、事業終了後は原状回復、すなわち解体・撤去していただくか、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります。（他者へ売り払うことはできません。）。

（※）施設（試作品）については、Ｑ２－１０～Ｑ２－１４を参照

（Ｑ４－２）レンタルやリースによらず導入した機械や施設（試作品）を研究に参加している農林漁業経営体が引き続き使用することはできないのか。

（答）本事業は補助事業ではなく委託研究事業ですので、前述のとおり、事業（研究期間）が終了した際は、レンタルやリースによらず導入した機械や施設（試作品）は、現状復帰していただくか、機械や施設の償却期間中、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります（他者へ売り払うことはできません。）。

なお、継続使用が認められるのは、研究を受託した研究コンソーシアムの構成員が引き続き研究目的で使用又は管理する場合に限られます。

従って、農林漁業経営体が事業終了後も継続使用する場合は、以下の方法で対応していただくことが必要となります。

① 初めから農林漁業経営体が所有し、研究目的で使用

② 事業終了時までに農林漁業経営体へ所有権を移転（事業実施期間中であれば、研究コンソーシアム内の構成員間で機械や施設（試作品）の所有権を移転することは可能）し、研究目的で利用

③ 公設試験場等が導入し、農林漁業経営体に研究用のデータ収集等の業務のため貸出し

また、農林漁業経営体が研究目的で継続使用するにあたっては、実証データの取得や周辺農林漁業者・他県からの見学受け入れ（対応日や日数をあらかじめ決めることは可能）等の対応を行っていただくこととなります。

５．その他

（Ｑ５－１）研究で生産された農産物の販売はどのようになるのか（販売利益は誰のものか。）。

（答）通常の営農・経営活動として販売していただき、収益も当然農業者に帰属しますが、農業者が研究コンソーシアムに正式に参画している場合であって、研究の成果に因って、これまでに比べて収益が大幅に増加した場合、増加分の一部について、委託元への納付（収益納付）を求められる場合もあります。

（Ｑ５－２）研究終了時から５年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告することになっているが、販売収益が増えた際に適用される収益納付規程も、５年間も義務が課せられるのか。

（答）収益納付の規程は、事業実施期間中に限って適用されるため、事業終了後は課せられません。

なお、収益納付については、単に販売額が増加した場合において直ちに求められるものではなく、収益が相当程度増加した場合において、一定の計算のもとに算定されるものです。

（Ｑ５－３）応募期限までにe-Radの登録ができない場合には応募申請できないのか。

（答）研究コンソーシアムの代表機関及び構成員（研究費の配分を受ける場合）は e-Rad 登録していただく必要がありますが、申請時までに e-Rad 登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad 上は代表機関に研究費を計上（上乗せ）するなどして申請することを認めています。

ただし、代表機関の e-Rad 登録が済んでいない場合は受付できません。また、参画する構成員の e-Rad 登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、研究課題の登録内容を修正していただく必要があります。

登録（修正）されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません。

（ただし、協力機関として、会議等への旅費等は代表機関から支給することはできます。）

（Ｑ５－４）採択数は、どの程度を想定しているのか。

（答）採択される提案の予算額により採択できる数が変わるため、現時点で採択予定数は設定しておりません。

（Ｑ５－５）平成２９年度以降も新規採択を行うのか。

（答）未定です。

（Ｑ５－６）協力機関は、提案書のどの部分に、どのように書けば良いのか。

（答）経営体強化プロジェクトの提案書様式について以下の５か所に記載をお願いします。

・「様式１－３【研究グループの構成】」の「①　研究グループの構成員」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、機関名の右横に（協）と記載
・「様式１－３【研究グループの構成】」の「③　研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」に協力機関が分かるように記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「２．研究計画の具体的内容」の「（３）各年度毎の研究計画・目標等」の「①　研究計画の構成及び計画」に協力機関の活動内容を記載（なお、協力機関の場合は、コンソーシアム構成員と共同で研究・活動することから、研究項目（研究課題）にはコンソーシアム構成員の機関名と当該協力機関名を併記）
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「１０．地域戦略プロジェクトの採択課題からの発展的応募」の「（２）地域戦略プロジェクトにおける研究体制」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、機関名の右横に（協）と記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「１３．参画機関及び研究者情報」の「（１）参画機関の概要」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、機関名の右横に（協）と記載

（Ｑ５－７）農林漁業経営体は、提案書のどの部分に、どのように書けば良いのか。

（答）農林漁業経営体については、提案書様式の以下の８箇所に記載をお願いします。

・「様式１－３【研究グループの構成】」の「①　研究グループの構成員」の「農林漁業経営体」の欄に組織名（又は個人名）を記載
・「様式１－３【研究グループの構成】」の「③　研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」に記載するとともに、組織名（又は個人名）の右横に（農）、（林）、（漁）と記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「２．研究計画の具体的内容」の「（２）農林漁経営体の概要」に記載例に従って記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「２．研究計画の具体的内容」の「（３）各年度毎の研究計画・目標等」の「①　研究計画の構成及び年次計画」に活動内容を記載するとともに、組織名（又は個人名）の右横に（農）、（林）、（漁）と記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「８．各研究機関等の研究費総額の詳細見込み額」に記載（なお、コンソーシアムに参画している場合に限る。）
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「９．研究コンソーシアム構成員である農林漁業経営体の同意」について記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「１０．地域戦略プロジェクトの採択課題からの発展的応募」の「（２）地域戦略プロジェクトにおける研究体制」の欄に組織名（又は個人名）を記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「１３．参画機関及び研究者情報」の「（１）参画機関の概要」の「農林漁業経営体」の欄に組織名（又は個人名）を記載

（Ｑ５－８）普及担当機関は、提案書のどの部分に、どのように書けば良いのか。

（答）普及担当機関については、提案書様式の以下の７箇所に記載をお願いします。

・「２．地域戦略」の「普及計画」の「①　普及担当機関」の欄に組織名を記載
・「様式１－３【研究グループの構成】」の「①　研究グループの構成員」の「普及担当機関」の欄に組織名を記載
・「様式１－３【研究グループの構成】」の「③　研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」に記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「２．研究計画の具体的内容」の「（３）各年度毎の研究計画・目標等」の「①　研究計画の構成及び年次計画」に活動内容を記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「８．各研究機関等の研究費総額の詳細見込み額」に記載（なお、コンソーシアムに参画している場合に限る。）
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「１０．地域戦略プロジェクトの採択課題からの発展的応募」の「（２）地域戦略プロジェクトにおける研究体制」の欄に組織名を記載
・「様式２－１【研究計画の内容】」の「１３．参画機関及び研究者情報」の「（１）参画機関の概要」の「普及担当機関」の欄に組織名を記載